

# 福井県立武生高等学校PTA会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、福井県立武生高等学校PTA（以下、「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の理解と協力によって、心身ともに健全な生徒の育成をはかり、あわせて会員の教養の向上と親睦を深めることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 福井県立武生高等学校（全日制）に在籍する生徒の保護者
- (2) 福井県立武生高等学校（全日制）に勤務する教職員
- (3) 本会の趣旨に賛同する者で役員会の承認を得た者

## 第2章 役員

(役員)

第4条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 学校選出役員 3名
- (4) 常任委員 45名以内
- (5) 監事 若干名

(役員を選出)

第5条 会長、副会長、監事は、役員選考委員会によって推薦し、役員会の承認を得るものとする。

2 学校選出役員は、校長、教頭、事務長とする。

3 その他の役員は、会長が委嘱する。

(役員選考委員会)

第6条 前条に定める役員選考委員会は、地域性に配慮しつつ次の者によって構成することとし、その選任については、役員会において承認を受けることとする。

(1) 副会長・常任委員及び代議員のうち、会長が選出した6名

2 役員選考委員会の委員長は、委員の互選によって選出し、議長の任にあたる。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とする。但し再任は妨げない。

2 欠員補充により選出された役員任期は、前任者の在任期間とする。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 常任委員は、常任委員会および各部会に所属し、各部会が所管する会務の執行にあたる。
- (4) 監事は、本会の会計および業務全般を監査する。

## 第3章 機関

(会議の種類)

第9条 本会の機関は、次のとおりとする。

- (1) 代議員会および全員協議会
- (2) 常任委員会
- (3) 役員会

(代議員会)

第10条 代議員会は、各学級から選出された2名の代議員、教職員代表として各部長・主任、および常任委員、学校選出役員をもって構成することとし、会長が招集する。

2 代議員任期は、1年とする。但し再任は妨げない。

3 代議員会は、本会の議決機関として、次の事項について審議および承認を行う。

- (1) 会則および会費に関する事項
- (2) 前年度事業報告および決算に関する事項
- (3) 当年度事業計画および予算に関する事項
- (4) 第6条1項に規定する役員選考委員の選任に関する事項
- (5) その他、本会の運営について会長が重要と判断した事項

4 代議員会は、代議員会構成員の3分の1以上の出席により成立し、その議決は、出席者の過半数をもって決める。

- 5 代議員会の進行は、PTA事務局担当教職員が行い、議長は、常任委員から選出する。
- 6 資格審査は、総務部に属する常任委員が行う。
- 7 毎年度当初の代議員会は、原則として会則第11条に規定する全員協議会と同時に開催する。

(全員協議会)

第11条 会長は、代議員会前に全会員を対象とした全員協議会を開催し、あらかじめ意見を聴取することができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長、学校選出役員、常任委員をもって構成することとし、必要に応じて会長が招集する。

- 2 常任委員会は、本会の執行機関として、会務を遂行する。
- 3 常任委員会に次の常任部会をおき、常任委員はいずれかの部会に所属する。

- (1) 総務部会
- (2) 進路研修部会
- (3) 環境部会
- (4) 広報部会

4 各常任部会の所管する会務は、次のとおりとする。

- (1) 総務部会
  - ア) 各種会議の運営に関する事
  - イ) 規約等の整備、改正に関する事
  - ウ) 役員の親睦に関する事
  - エ) ホームページの管理に関する事
  - オ) 学校行事の支援に関する事など
- (2) 進路研修部会
  - ア) 進路に関する学校事業への協力に関する事
  - イ) 研修活動に関する事など
  - ウ) 他校(県外進学校)との交流に関する事など
- (3) 環境部会
  - ア) 通学環境・学習環境の整備、改善に関する事
  - イ) 補導活動に関する事など
- (4) 広報部会
  - ア) 広報紙の発行に関する事
  - イ) その他の広報活動に関する事など

5 常任部会の部長は、会長が委嘱することとし、常任部会の副部長は、部長が委嘱する。

6 会長は、特別な事項について必要あるときは、常任委員を構成員とした特別部会を設けることができる。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、監事、各常任部長をもって構成することとし、会長が招集する。

2 役員会は、本会会務の進捗状況を管理するとともに、次の事項について審議および承認を行う。

- (1) 臨機の事業に関する事項
- (2) 第3条(3)に規定する会員に関する事項
- (3) 第5条1項に規定する役員選考委員会が推薦した役員に関する事項
- (4) 第15条4項に規定する事務員の任免に関する事項
- (5) 第16条1項に規定する顧問に関する事項

3 役員会は、役員会構成員の3分の1以上の出席により成立し、その議決は、出席者の過半数をもって決める。

#### 第4章 事務局および顧問

(事務局)

第14条 本会の会計および庶務を処理するため、PTA事務局を設ける。

(事務局構成員)

第15条 PTA事務局には、PTA事務局長および副事務局長、事務局担当教職員、その他の事務員をおく。

2 PTA事務局長は、総務担当副会長が務め、PTA副事務局長は総務部長が務める。

3 会長は、教職員のうち若干名をPTA事務局担当教職員として委嘱する。

4 会長は、役員会の承認を得て事務員を任免する。

(顧問)

第16条 会長は、役員会の議決に基づき顧問をおくことができ、諸会議に招集することができる。

2 顧問の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

## 第5章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計区分)

第18条 本会の会計区分は、PTA会計のほか、教育振興費会計、生徒会計、進路指導費会計、図書会計、課外会計、模擬試験会計、環境整備費会計、冷房設備設置会計、教育設備会計、購買会計とする。  
2 前項に定める会計区分のうち、課外会計、模擬試験会計、購買会計については、税務会計とする。

(会費)

第19条 PTA会計会費は、生徒1名につき年額5000円とする。ただし保護者1名につき2名以上在籍する生徒がある場合は、1名は全額とし、他は半額とする。

2 教職員会員のPTA会計会費は、3000円とする。

3 PTA会計以外の会計に関する費用は、会員に対し、年度当初に学納金納入通知書にて通知する。

4 会長が特別の事情があると認めた者については、会費を減免することができる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

付則 この会則は、平成23年 4月 1日から施行する。  
平成25年 5月11日 一部改定  
平成28年11月19日 一部改定  
令和 2年11月28日 一部改定  
令和 6年 3月 1日 一部改定